

自動車の運転により人を死傷させる

行為等の処罰に関する法律が施行されました。

(平成26年5月20日)

法律の概要

危険運転致死傷罪

第2条

- ・ **アルコール** 又は **薬物** の影響により、**正常な運転が困難な状態** で自動車を走行
- ・ 進行を **制御** することが **困難な高速度** で自動車を走行
- ・ 進行を制御する **技能を有しない** で自動車を走行
- ・ **人や車の通行を妨害する目的** で、走行中の自動車の **直前に侵入** したり、人や車に **著しく接近** したり、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転
- ・ **赤信号等を殊更無視** し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転
- ・ **通行禁止道路を進行** し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転

上記の行為により、**人を死傷させた場合**

【罰則】

致死: 1年以上の懲役 (最高で20年)

致傷: 15年以下の懲役

加重

6月以上20年以下の懲役

第3条

アルコール 又は **薬物** 若しくは運転に支障を及ぼすおそれがある **病気** の影響により、正常な **運転に支障が生じるおそれのある状態** で

自動車を運転し、よって正常な運転が困難な状態に陥り、**人を死傷させた場合**

【罰則】

致死: 15年以下の懲役

加重

6月以上
20年以下の懲役

致傷: 12年以下の懲役

加重

15年以下の懲役

アルコール等影響発覚免脱罪

第4条

アルコール又は薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、人を死傷させ、その時の **アルコール** 又は **薬物の影響の発覚を免れる行為** をした場合

【罰則】 12年以下の懲役

加重

15年以下の懲役

第5条

過失運転致死傷罪

自動車の運転上 **必要な注意を怠り**、人を死傷させた場合

【罰則】 7年以下の懲役若しくは禁固

又は100万円以下の罰金

加重

10年以下の懲役

無免許による刑の加重

第6条

自動車の運転により、人を死傷させた者が **無免許** であったときは **刑を加重**